

第174回北上地区消防組合  
議 会 定 例 会 議 録

開会 令和4年10月17日

閉会 令和4年10月17日

北上地区消防組合議会事務局



# 第174回定例会会議録

## 目 次

令和4年10月17日（月曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出欠席議員	1
説明のため出席した者	1
関係市町出席者	2
議会事務局出席者	2
開会・開議	2
会議録署名議員の指名	2
会期の決定	3
行政報告	3
現金出納検査結果の報告	5
定期監査結果の報告	5
認定第1号 令和3年度北上地区消防組合歳入歳出決算の認定について	5
議案第9号 令和4年度北上地区消防組合補正予算（第2号）	19

## 第174回定例会結果

議案番号	件名	議決月日	議決結果
認定第1号	令和3年度北上地区消防組合歳入歳出決算の認定について	10月17日	原案認定
議案第9号	令和4年度北上地区消防組合補正予算(第2号)	10月17日	原案可決

令和4年10月17日（月曜日）

議事日程第4号

令和4年10月17日（月）午後3時開議

北上地区消防組合西和賀消防署会議室

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 現金出納検査結果の報告
- 第5 定期監査結果の報告
- 第6 認定第1号 令和3年度北上地区消防組合歳入歳出決算の認定について
- 第7 議案第9号 令和4年度北上地区消防組合補正予算（第2号）

---

出席議員（6名）

1番 藤原常雄君	2番 熊谷浩紀君
3番 小田島徳幸君	4番 鈴木健二郎君
6番 高橋到君	7番 高橋晃大君

---

欠席議員

5番 柿澤繁俊君

---

説明のため出席した者

管理者（北上市長）	高橋敏彦君
副管理者（西和賀町長）	内記和彦君
副管理者（北上市副市長）	及川義明君
会計管理者（北上市会計管理者）	島津英子君
監査委員	高橋政芳君
監査委員事務局長	佐藤祐介君
事務局長（消防長）	菊池洋幸君

事務局次長（消防次長兼警防課長）	昆	野	美	継	君
消防次長兼総務課長	小	原	和	弘	君
予防課長	高	橋	周	一	君
北上消防署長	高	橋	克	哉	君
西和賀消防署長	高	橋	一	哉	君

---

関係市町出席者

北上市企画部危機管理監	鈴	木	善	一	君
西和賀町総務課長	高	橋	三智	昭	君

---

議会事務局出席者

事務局長	菊	池	洋	幸	君
事務局次長	小	原	和	弘	君
書記	梅	木	敬	光	君
書記	佐	藤		忍	君
書記	小	岩		晃	君
書記	佐	藤	潤	一	君
書記	高	橋		梢	君

---

午後3時 開 会・開 議

○議長（高橋晃大君） ただいまの出席議員数は6名であります。定足数に達しておりますので、これより第174回北上地区消防組合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配布しております、議事日程第4号によって進めます。

---

○議長（高橋晃大君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、6番高橋到議員、1番藤原常雄議員を指名いたします。

---

○議長（高橋晃大君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日一日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日一日間と決定いたしました。

---

○議長（高橋晃大君） 日程第3、行政報告について、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

（管理者 高橋敏彦君 登壇）

○管理者（高橋敏彦君） 第174回北上地区消防組合議会定例会の開会にあたり、行政報告を申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症への対応について申し上げます。

当組合において、本年1月から9月までに救急搬送した新型コロナウイルス感染症患者は、74名となっております。

救急活動においては、消防隊員本人の感染防止を徹底するとともに、新型コロナウイルスを消防施設内に持ち込まないよう汚染防止策を講じて業務を行っているところです。今後においても消防力を十分に維持できるよう、引続き北上地区消防組合新型コロナウイルス感染症対策業務継続計画に基づき、職員から感染者が発生したとしても、勤務体制を維持し、業務を遂行してまいります。

次に、消防救助技術大会について申し上げます。

岩手県大会においては、6月28日、岩手県消防学校において開催され、当消防本部からは、5種目に18名の救助隊員が出場し、ロープブリッジ渡過及び引揚救助チームの2種目で優勝、ロープブリッジ救出チームは3位と好成績を収めております。この結果により、引揚救助チーム及びロープブリッジ救出チームは7月27日に新潟市で開催された第50回東北地区支部消防救助技術指導会に出場しております。また、ロープブリッジ渡過競技において岩手県大会で優勝を果たした三宅怜消防士は、8月26日に東京都立川市で開催された第50回全国消防救助技術大会へ出

場し、減点なしで入賞しております。

次に、自然災害への対応状況を申し上げます。

1月から9月までの地震の発生及び気象警報の発表により、消防災害警戒本部を11回設置して対応したところであり、3月16日の福島県沖を震源とするマグニチュード7.3の地震については、北上市で最大震度5弱を観測し、建物等への被害はありませんでしたが、自宅内で転倒した高齢者1名を医療機関へ搬送しております。

次に、1月から9月までの火災及び救急の状況について申し上げます。

火災件数については、26件で昨年同期と比較して3件の増加であり、火災による負傷者は4名で、死者はなく、昨年同期と比較して負傷者は2名増加、死者は4名の減少となっております。出火原因については、草焼きなどからの出火が最も多く5件となっております。

救急出動件数については、2,941件となっており、昨年同期と比較して275件増加し、1日の平均出動件数は、10.7件となっております。なお、熱中症による搬送者は、疑いも含めて37名を医療機関へ搬送しております。

以上、消防活動について概要を申し上げましたが、今後とも、災害による被害軽減を図るため、適切な対応に努めてまいります。

次に、事業の進捗状況を申し上げます。

消防本部庁舎移転新築事業については、建設予定地の測量を実施するため、測量業者と契約を締結したところであり、年内には地権者立会いのもとに用地測量を終える予定であります。今後においては、測量結果に基づき、用地価額を決定して用地売買契約及び用地登録を完了したいと考えております。

次に、車両の更新について申し上げます。

和賀分署の高規格救急自動車は、本年3月に更新し運用しております。なお、北上消防署に配備している高規格救急自動車は来年2月上旬に、タンク車及び水槽付き消防ポンプ自動車は来年3月末までに、更新する予定となっております。

最後に、今年度採用いたしました職員について申し上げます。

6名の採用職員については、岩手県消防学校における6か月間の初任教育を10月6日に修了し、北上消防署において勤務を開始しております。

今後は、地域住民から信頼され、負託に応えられる消防官となるよう、更なる育成に努めてまいります。

以上を申し上げます、行政報告といたします。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（高橋晃大君） 日程第4、現金出納検査の結果について報告を行います。書記をして報告書の朗読をさせますが、文書の題名、検査の対象及び検査の結果についてのみ朗読させます。書記。

（書記朗読）

○議長（高橋晃大君） ただ今の報告に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（高橋晃大君） 日程第5、定期監査の結果について報告を行います。書記をして報告書の朗読をさせますが、文書の題名、監査の対象及び監査の結果についてのみ朗読させます。書記。

（書記朗読）

○議長（高橋晃大君） ただ今の報告に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（高橋晃大君） 日程第6、認定第1号、令和3年度北上地区消防組合歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。書記をして議案の朗読をさせます。書記。

(書記朗読)

○議長（高橋晃大君） 提案理由の説明を求めます。事務局長。

(事務局長 菊池洋幸君 登壇)

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました、認定第1号、令和3年度北上地区消防組合歳入歳出決算の認定について、提案の理由を申し上げます。

はじめに、令和3年度の事業について申し上げます。

主な事業の一つである車両の更新については、北上消防署和賀分署の高規格救急自動車及び北上消防署大堤分署の広報車を更新配備いたしました。

次に、職員の研修については、新規採用職員6名を基礎的知識習得のため岩手県消防学校初任教育課程に派遣し、現任職員は各種専門分野への研修に派遣しました。

また、新規救急救命士資格取得のため、1名を救急救命東京研修所へ派遣しております。

以下、決算の概要について申し上げますが、詳細につきましては、決算書のほか監査委員の決算審査意見書を添えてございますし、主要な施策の成果に関する説明書を提出しておりますので、これにより御理解をいただきたいと思っております。

2ページの歳入歳出決算款項別集計表を御覧願います。

歳入につきましては、予算現額15億126万3,000円に対し、収入済額は15億246万5,936円で、100.1%の執行率であります。

次に、4ページを御覧願います。

歳出につきましては、支出済額は14億7,254万1,841円で98.1%の執行率であり、歳入歳出差引き残高は2,992万4,095円となっております。

以下、歳入歳出決算書の6ページ以降、歳入歳出決算事項別明細書により、歳入から御説明いたします。

7ページの収入済額を御覧願います。

1款、分担金及び負担金14億3,269万3,000円は、組合構成市町からの分賦金で、歳入総額の95.4%を占めております。

2 款、使用料及び手数料274万3,300円は、危険物取扱許可手数料の261万2,300円が主なものであります。

4 款、繰越金2,408万907円は、令和2年度からの繰越金であります。

5 款、諸収入1,599万4,729円は、2 項 1 目雑入の 1 節東日本高速道路株式会社救急業務支弁金576万4,960円及び 2 節雑入の岩手県防災航空隊派遣助成交付金914万1,473円が主なものであります。

6 款、組合債2,520万円は、北上消防署和賀分署の高規格救急自動車及び北上消防署大堤分署の広報車の購入に係る起債であります。

次に、8 ページ以降の歳出について申し上げます。9 ページ支出済額を御覧願います。

1 款、議会費支出済額25万9,700円は、議員報酬が主なものであります。

2 款、総務費55万6,032円は、特別職及び監査委員の報酬が主なものであります。

3 款、消防費は13億3,566万7,982円であり、歳出総額の90.7%を占めております。

1 項 1 目常備消防費は12億9,623万804円であり、その事業内容は、職員人件費が11億4,527万922円で、常備消防費の88.4%を占めております。

11ページを御覧願います。

備考欄中ほどに記載している消防管理運営事業は、1 億5,095万9,882円であり、主な内訳については、8 節旅費578万1,890円は、消防学校への入校等、職員の教育訓練に係る出張などであります。10節需用費5,060万1,985円は、消耗品費、燃料費、光熱水費などであります。11節役務費1,717万4,429円は、通信運搬費、車両整備に伴う手数料などあります。12節委託料1,164万738円は、病院研修等委託料などあります。

13ページを御覧願います。

13節使用料及び賃借料1,339万8,006円は、パソコン賃借料などあります。17節備品購入費1,313万3,949円は、消防隊員が着用する防火衣や自動体外式除細動器などの購入費であります。18節負担金補助及び交付金

3,693万4,918円は、救急救命士研修教育負担金、消防通信指令事務協議会負担金などであります。22節償還金利子及び割引料、53万3,496円は、令和2年度西和賀消防署建設事業費に係る残金を西和賀町へ還付したものであります。26節公課費134万4,500円は、自動車重量税であります。

次に、1項2目消防施設費は3,943万7,178円であり、庁舎の修繕費並びに北上消防署和賀分署の高規格救急自動車及び北上消防署大堤分署の広報車の購入費であります。

15ページを御覧願います。

4款、公債費1億3,605万8,127円は、令和3年度分の組合債元利償還金であり、歳出総額に占める公債費の割合は9.2%となっております。なお、令和3年度末における起債残高は、主要な施策の成果に関する説明書7ページ組合債の状況に記載のとおり9億9,868万125円であります。

以上、令和3年度の決算の概要について申し上げましたが、よろしく御審議の上、原案のとおり認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。まず歳入から款を追って行ないます。1款 分担金及び負担金。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 2款 使用料及び手数料。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 4款 繰越金。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 5款 諸収入。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 6款 組合債。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 7款 財産収入。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 次に、歳出に入ります。

1款 議会費。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 2款 総務費。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 3款 消防費。1番 藤原常雄議員。

○1番（藤原常雄君） 不用額についてお聞きしたいと思います。職員人件費の部分で不用額870万円ほど出ております。それから消防管理運営費の不用額が1,445万9,000円出ておりますけれども、まず、最初の職員人件費の主なものの内訳についてお聞きしたいと思います。同じように消防

管理運営費1,400万の主な内訳についてお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（高橋晃大君） 総務課長。

○総務課長（小原和弘君） ただいまの藤原議員の御質問にお答えします。

主なものは、時間外の勤務手当でございます。当消防本部は、災害が多く発生すればその分出勤し人件費がかかります。その年度に災害状況によってもだいぶ時間外の消費する額も変わってきますので、その分がその額となっているところであります。

もう一点の御質問にお答えします。主なものに関しましては、手数料であります。手数料に関しては、放射線測定器の検査料が80万円ほど減となったものが理由でありますし、車検料と救急資機材の保守点検料が少なかったものが理由となります。もう一つは消耗品費もあり、例年この範囲のものですが、結果的に残が出たということで、消耗品費と手数料というのが主なものであります。以上です。

○議長（高橋晃大君） 藤原常雄議員。

○1番（藤原常雄君） 物品についてお聞きししますけれども、防犯カメラ一式とドローンとなっておりますが、これについてお聞きしますが、防犯カメラ一式となっておりますけれども、一式とはカメラ何台とか一式の内容と、どの場所に設置したのかをお聞きします。

それから、ドローンについては1台購入となっておりますが、利用状況ですか、どのような状況で、どう使ったのか、どっかで一応使ったんでしょうからその実績についてお聞きしたいです。以上2点です。

○議長（高橋晃大君） 警防課長。

○警防課長（昆野美継君） 私の方からドローンについてお答えいたします。

まず、イベント等には使っているほかに、実災害として今までに3件利用しております。全て火災関係で上空の方から延焼状況を確認したり、そのほか熱画像装置というものがあまして、屋根の下の内部のところで燻ぶっているところはないかというところで、2月、4月、5月に今までで

は活用しております。以上です。

○議長（高橋晃大君） 総務課長。

○総務課長（小原和弘君） ただいま藤原議員からありました防犯カメラの設置状況についてお答えいたします。

消防本部庁舎の2階の事務室のところに2台設置させていただきました。2台というのは、事務室全体が映る形で防犯体制を高めました。もう1台は通信指令室という部屋がありまして、一般電話や気象装置がある部屋ですが、そちらにも防犯体制を高めるため設置しております。もう1台ですが、先般建設した村崎野分署に1台と、これからも台数を増やせるようなシステムの機器を導入したところですので、今後また増やしていく可能性がありますのでその機能を持たせた機器を入れたためにお金がかかっているという状況であります。以上であります。

○議長（高橋晃大君） 藤原常雄議員。

○1番（藤原常雄君） ドローンですけれども、3回ほど利用したということですが、その状況はとても素晴らしいものなのか、どのような状況だったのかお聞きします。

○議長（高橋晃大君） 警防課長。

○警防課長（昆野美継君） 特には山火事、野焼きからですけれどもそこでの延焼状況には活躍したと聞いております。建物ほか2件ありましたけれども、それは状況把握や現状の写真撮影で活用しております。

○1番（藤原常雄君） もうちょっとこう、今までの状況とこんなに変わったんだよとか、もう少し具体的に状況の違いを、今まではこういう状況だったけれども、ドローンを使うことによって、こんなことも出来たよとか、こんなこともわかったよとか、こんなに早く出来るようになったとか、何かもう少し具体的に話していただければわかりやすいんですが。

○議長（高橋晃大君） 総務課長。

○総務課長（小原和弘君） ただいまの御質問にお答えいたします。

ドローンを活用することによって、私が申すまでもなく上空から見ることによって、先ほど警防課長から説明があったとおり、焼け止まりなり、これから延焼していく危険性を上空から見ることができます。もう一つの

機能としては、熱画像装置というのも付いておりますので、火が残っている部分があったり平面では確認できないところを上空から察知して延焼の阻止なり、これからの隊員の配備なり、そういうところに役立てております。もう1点は、火災が終わった時に上空から撮影することによって屋根の焼け具合がはっきり見えます。そうすると、今までは下から、平面からしか見えませんでしたけれども、屋根のトタンの何々方向の焼きが強いとか、比較対象をしながら火災原因調査の適格な判断にも役立てております。以上であります。

○議長（高橋晃大君） 1番藤原常雄議員。

○1番（藤原常雄君） よくわかりましたが、今あるのは北上消防署だけだと思うのですが、西和賀地区でも、よその地区でも必要じゃないかと思うのですけれども、その辺はどのようにお考えになっているのですか。

○議長（高橋晃大君） 警防課長。

○警防課長（昆野美継君） 今年度はまだ予算は取っておりませんが、来年度増やす方向で考えております。以上です。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 同じく不用額のところです。藤原議員からもありましたけれども11ページのところです。時間外勤務についてはわかりました。その何行目か下に、岩手県市町村総合事務組合退職手当負担金、この負担金が昨年は5,800万円ほどでしたが、今年度は9,400万円とかなりアップしております。その理由をお聞かせください。

それから次のページ13ページの不用額です。22節のところに償還金利息及び割引料、これは令和2年度にない項目ですけれども、令和3年度に入ってきた理由。それから逆に令和2年度にあって令和3年度になくなったものもあります。公共下水道の受益者負担金、それから地域情報通信基盤施設設置負担金、併せれば100万円ほどになりますけれども、この二つの項目がなくなっていることの原因をお願いします。

そして、3款消防費に関わってですけれども、資料にあるのですが防火対象物の立ち入りした状況の一覧があります。説明の最初の文章にも書いてありますが、今年度は1,531件の立入検査を行ったということでありま

す。前年度は、938件ですから大幅に立入検査が増加しております。その増えた理由と、どういう特徴があったのかということをお願いいたします。それから、指導があつて改善命令を出していると思うのですが、指導数が全体で351件、指導された件数です。それに対して改善したのが213件、約140件が改善されていないという風にみれるのですけれども、その後の指導、改善はどうなっていますか、ということをお聞きいたします。以上です。

○議長（高橋晃大君） 予防課長。

○予防課長（高橋周一君） それでは査察の状況について鈴木健二郎議員の御質問にお答えいたします。

まず、資料につきましては主要な施策の成果に関する説明書の、13ページを御覧いただきたいと思います。これに示している資料につきましては、令和3年度に行いました防火対象物数とそれに伴う査察状況をお示しているものであります。管内におけます防火対象物の総数については危険物施設も含みまして、一番下を見ていただきたいのですが5,277件ございます。この件数を概ね5年間のサイクルで回しまして、令和3年度は1,531件実施している状況でありまして、それに対しまして前年度938件というのは、令和2年度にコロナが発生しまして、対外的にも査察ができない状況がありましたことから、令和2年は一旦控えた状況を取っております。ですので、この令和2年から3年の間の600件は、コロナによって実施できなかった理由となっております。

それから特徴につきましては、査察の内訳についてですが、5年サイクルで査察を回しているのですから、その年によって査察に行く施設が異なります。大きな特徴というのは、計画どおりに進めている中での差異でありまして、年度ごととしての特徴は見づらい状況であると思っております。それと査察の130件程が、査察違反として残っているという状況ですけれども、違反率につきましては令和2年度につきましては11%、令和3年度につきましては20%と捉えておりまして、概ね10%ずつ上がっております。違反は130件という状況ですが、これにつきましては、単年度の査察で終わることなく違反の状況を消防本部でも把握しながら、長期違

反対象物ということで継続して指導していくという状況となっております。以上であります。

○議長（高橋晃大君） 総務課長。

○総務課長（小原和弘君） ただいまの鈴木議員からの御質問にお答えしますが、質問を確認させていただきます。まず一つが、岩手県市町村総合事務組合退職手当負担金の御質問、もう一つが、償還金利子及び割引料の案件、もう一つが新しい項目が入っているところの説明の3点とお聞きしました。

まず、初めに最初の二つを御説明申し上げます。岩手県市町村総合事務組合退職手当負担金ですがこの額に関しましては、計算上令和元年度退職者の数プラス今後退職していく職員の数合わせて負担金の額ですが、令和元年度の退職者が11名となっております。その人数が多かったために、その額が上がりました。なぜ、令和元年度なのかという部分ですが、令和元年度で確定して、令和2年度精査をして、令和3年度で報告することですので、なぜ令和元年度なのかというお話しになるかもしれませんが、令和元年度退職者数を計算した結果このような増額になっております。もう一つは、13ページのところの償還金利子及び割引料ところの53万3,496円の部分ですが、これに関しては西和賀消防署の建設費用を最終的に精査した段階で西和賀町に53万3,496円を返還することとなりましたので、お返ししたというところですが、もう一点の項目については、ただいま精査しておりますのでしばらくお待ちください。

○議長（高橋晃大君） 総務課長。

○総務課長（小原和弘君） 先ほど御質問のもう一点であります、公共下水道受益者負担金と地域情報通信基盤施設設置負担金ですが、これに関しましては村崎野分署建設時の公共下水道受益者負担金となりますので、その年度のみ負担金となります。もう一つの地域情報通信基盤施設設置負担金といいますのは、西和賀消防署に電話回線を引くために負担金をおこしたものでありまして、その年度のみとなります。以上であります。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 11ページの退職者が増えれば当然負担金が増

えると思うのですが、もうちょっと聞きたいのですが、なんで令和元年度なのか。前年度の退職者が増えれば、次年度の負担金が増えるのは私も承知の上ですが、なんで令和3年度にそういった負担金の増額されたのかをお聞きします。それが一つ。13ページはまず了解いたしました。

防火対象物の数、いわゆる査察の数です。コロナの影響で令和2年度は少なかった、コロナの影響は今も出ているわけです。令和3年度ですから、去年まさにコロナの影響は決して小さくなかったと思うんですけども、令和2年度に比べて査察が非常に増えたということ、5年のサイクルということもあるのでしょうかけれども令和2年度と状況は、私は変わっていないのではないかと思います、その説明をお願いします。

それから、指導をやっているながら改善されないということ、単年度ではできない場合もあるでしょうけれども、例えば学校の改善がされていない。こういう公共施設とか人がたくさん集まる所の改善というのは、急務だと思います。なぜ、これが改善されていないのかということの指導はどんなされているのかということです。この小中高の学校等で3件の指導があって2件は改善されているのですけれども、1件は改善されていない。教育施設でこういうことは、私はありえないだろうと思っております。

それからですね、もっと深刻なことは危険物施設。30の指導をしながら改善したのは22です。危険物の施設でありながら緊急に改善されないということは、どういうことですか、ということをお聞きしたいわけです。その指導がどうなっていて、点検とかはされているのかどうか。お願いします。

○議長（高橋晃大君） 予防課長。

○予防課長（高橋周一君） ただいまの鈴木議員の御質問にお答えいたします。

まず査察が600件令和3年度に増えた理由ですが、令和2年度のコロナの状況におきましては、発生後間もないということで世の中の状況がどうなるか分からないという状態だったため査察を控えたところではありますが、令和3年度につきましては、御存じのとおりワクチン接種も進んでいる状況の中、対象物に行っても大丈夫だろうと判断した中で査察件数は計

画どおり概ね1,500件、5か年計画のサイクルのとおりに進めたものであります。

2点目の学校についての違反ですが、おっしゃるとおり3件の指導に対して2件の改善しかなく1件残っている状況ではありますが、残っている1件の査察の結果について、今のところ把握しかねる部分がありますが、これについても引き続き指導して参りたいと思いますし、もし重大違反があった場合は即座に対応しなければならないと思っておりますが、そこまで至らない違反と捉えていますので、今後も継続して働きかけていきたいと考えております。

最後に危険物施設の違反につきましても同様でありまして、対象物もそうなのですが、年度に振り分けて査察をしている状況であります。この表につきましてもは3月末で締めている状況でありますので、どうしても年度末に査察を行いますと、その年度内に改善が進まないという状況もありますので、これにつきましても併せて引き続き継続指導をしていきたいと考えているところであります。以上であります。

○議長（高橋晃大君） 総務課長。

○総務課長（小原和弘君） 先程の退職手当負担金の内容についてももう少し詳しくということでしたので、御説明申し上げます。

もう一度繰り返しますが、令和元年3月31日をもって退職された方が11名おりました。退職金に関しましては令和元年5月に支払われます。それを基に負担割合の確定は5月以降となります。ですので、令和2年に予算化をして結果的に令和3年度で報告されるということですので、一見見ると令和元年の話がなぜ令和3年度となりますが、その経緯を踏みますとどうしても令和3年度の報告となります。以上であります。

○議長（高橋晃大君） 鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） それでは退職手当金については分かりました。

査察の件ですが、もうちょっと聞きたいのですけれども、防火対象物が障害になって人命が失われる。あるいは、さらに災害が広がったという事例はこれまでいくらかあるわけです。ですから、これは防火対象物ですから障害になってはだめなわけです。ですから指導しているわけでしょ。で

すからそれを改善すると、撤去なり何なりしない限りは、私は本当に危険な状況が継続されてしまうと思います。学校、図書館も博物館も指導しながら全然改善されていない。こういうことが放置されていいのですか。その件は相当強く行政的にも指導していかないと、中々改善されないと、まあ、お金のかかる点もあるでしょうけれども、そこは人命には代えられないわけです。ですから、そのうちやるということではないでしょうけれども、緊急に強く指導を加えていただければと思います。

○議長（高橋晃大君） 予防課長。

○予防課長（高橋周一君） 鈴木健二郎議員の御意見はごもつともだと認識しております。いずれにしましても、学校それから図書館、人が出入りする公共施設おきましても、例えば避難経路において障害になるものがあった場合につきましても、即時その場で撤去命令をかけて避難経路が維持できるような査察を行っているところであります。但し継続的になるものについてもこれから粘り強く、放置するのではなく継続した形で改善を図っていけるよう、これがまさに住民の安全につながると認識しておりますので、放置せずに対応して行きたいと思います。以上です。

○議長（高橋晃大君） 藤原常雄議員。

○1番（藤原常雄君） 今の健二郎議員と同じ査察の部分ですけれども、この資料で行きますと5番目の旅館・ホテル関係ですけれども、これも指導数が200で改善が110と半分ちょっとという形となっておりますけれども、こういった場合指導して改善になったか、ならないかはどのような形での確認ですか。要するに何か月後になるのか、翌年になるのか。その確認というのはどのような形になるのかということと、それから先ほど5年サイクルということですが、5年でここに書かれている対象物数は回っているという形になっているのですか。

あと、この5番の旅館・ホテル・共同住宅等に指導したということですが、主な指導内容はどのようなものですか。指導内容についてお聞きします。

○議長（高橋晃大君） 予防課長。

○予防課長（高橋周一君） それでは藤原議員の御質問に回答いたしま

す。

まず、査察を行った確認につきましては、査察を行った即時、指導書という形で各対象物に郵送させてもらっています。その中でどういう違反があったのかというのは、対象物の管理者、占有者の方に通知される状況でして、その通知が届いた後に、対象の方からいつまでに改善しますとの文書のやり取りがあった後で改善指導していくということになっております。その回答を貰った段階で、貰うだけではなくて、実際にいつ改善されるのかというところをフォローしながら改善指導しているところであります。

それから、5年以内に査察は全部回れるかということですがけれども、先ほどの13ページの資料でも示しておりますとおり、概ね5,200件の件数がありますので、概ね1,500件程度を振り分けしながら管内の防火対象物を全て把握していこうという計画で現在進めているところであります。

もう一つ最後に旅館、ホテルについての違反の主な項目ということで御質問がありましたが、昨年度の査察に関しましての違反事項の概ねは5項目に含まれています共同住宅、いわゆるアパート関係の違反事項が多くを占めております。その中でも消防用設備の未設置、点検の未実施でありまして、消火器をちゃんと付けてくださいとか、点検報告をしていますか、消火器は毎年点検を行い3年に1回報告しなければならないという点検サイクルがあるわけですが、未実施にされているというところに対しての指導が主なものであります。これにつきましても、この件数は多いですがけれどもアパートオーナーに対して積極的にですね、そこに居住者が住んでいるわけですから、適正に管理できるように指導を促しているところであります。特徴として言うならば、アパートの消火器の適正な設置、点検、維持管理というところが主な項目となっております。以上であります。

○議長（高橋晃大君） 藤原常雄議員。

○1番藤原常雄議員 今お聞きしましたが、やはり共同住宅の消火器、これはきちっとした形で指導してもらい、消火器を付けていなければ入居できない形にしてもらうなど、きちっと指導してほしいと思います。

それから、別な項目の中で職員の専門研修等というのが載っています。

その中で1、2か月間の場合や2、3日の場合、後は1日となっていますが、2～3日の場合は自宅から通うのかホテルに泊まって研修を受けるのか。あるいは、行く場合は自家用車で行くのか公用車で行くのか。冬の対策は、自家用車になるのか公用車になるのかわかりませんが、大変だなと思って見ていました。結構、研修の項目も期間ももの凄く多いわけです。この環境の中で、消防業務については問題ないと思うのでしょけれども、やはり時々大変な時があるのではないかと、仕事に差し支える場合もあるのではないかと考えていますが、その辺についても4点ほどお聞きします。

○議長（高橋晃大君） 総務課長。

○総務課長（小原和弘君） ただいまの藤原議員の御質問にお答えいたします。

9ページに載っております職員専門研修というところの研修機関、場所となりますが、岩手県消防学校であります。その中で先ほど行政報告で申し上げましたが、初任科生は6か月間家から通うのではなくて、寮に入っただけの研修となります。それ以外に関しても基本的には消防学校には寮がありますので、そこで泊まってとなりますが、短い期間の場合は一日一日帰って来るケースもありますが、概ね寮に泊まりまして、ほかの消防本部の職員の人たちと何人かで部屋に入りましての研修となっております。

公用車か私用車かとの御質問ですが、短い期間は公用車でいきますが、やはり1か月、2か月となりますと、私用車で行って消防学校に車を置いて寝泊りをし研修を受けるという形になります。

最後の御質問ですが、もちろん教育を優先して災害対応が疎かになるということはあってはならないことでもあります。ただ、人員の調整は簡単ではありませんでして、教育と災害対応を両立させなければいけませんけれども、しっかり勤務体制、消防力が確保できる体制を取って、その余力としてしっかり研修も含めながら、人材育成を図っているところが実情であります。以上であります。

○議長（高橋晃大君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 4款 公債費。（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（高橋晃大君） 5款 予備費。（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終了いたします。
- 議長（高橋晃大君） これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（高橋晃大君） これをもって討論を終結いたします。これより、認定第1号、令和3年度北上地区消防組合歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、挙手により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

- 
- 議長（高橋晃大君） 日程第7、議案第9号、令和4年度北上地区消防組合補正予算第2号を議題といたします。

書記をして議案の朗読をさせます。書記。

（書記朗読）

- 議長（高橋晃大君） 提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 菊池洋幸君 登壇）

- 事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました、議案第9号、令和4年度北上地区消防組合補正予算第2号について、提案の理由を申し上げます。

はじめに、第1条の歳入歳出予算の補正について御説明申し上げます。

補正の額は、歳入歳出の総額から2,709万6,000円を減額し、予算の総額を16億9,890万4,000円にしようとするものであります。

主な内容を歳出から申し上げます。8ページを御覧願います。

3款、1項2目消防施設費2,447万1,000円の減は、令和4年度に更新配備しようとするタンク車、水槽付消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車等の購入費が確定したことにより17節備品購入費を1,797万1,000円減額し、ま

た、いわて消防指令センター総合整備事業負担金については、当初、令和4年度から5年度までの2か年での支払いを見込んでいたところでありますが、予定していた契約金額よりも低い契約金額に確定したことにより、令和4年度分の支払いの必要がなくなったことから650万円を減額するものであります。

次に、4款、公債費262万5,000円の減は、組合債償還元利金の確定によるものであります。

次に、歳入について、御説明申し上げます。6ページを御覧願います。

1款、分担金及び負担金2,617万7,000円の減は、常備消防費分賦金1,918万1,000円及び消防施設費分賦金699万6,000円を減額しようとするものであります。

4款、繰越金2,132万6,000円の増は、繰越金額の確定によるものであります。

5款、諸収入214万5,000円の減は、東日本高速道路株式会社救急業務支弁金の確定によるものであります。

6款、組合債2,010万円の減は、車両3台分の購入費が確定したことによるものであります。

続きまして、第2条の地方債の補正について、御説明申し上げます。4ページの第2表、地方債補正を御覧願います。

車両3台等の購入に係る起債額について、購入費が確定したことにより起債の限度額を2,010万円減額し、1億2,120万円にしようとするものであります。

以上、補正予算の概要について申し上げますが、よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。第1条歳入歳出予算の補正及び第2条地方債の補正を一括して行ないます。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって討論を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） これより、議案第9号、令和4年度北上地区消防組合補正予算第2号を採決いたします。

この採決は、挙手により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（高橋晃大君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、第174回北上地区消防組合議会定例会を閉会いたします。

（午後4時07分 閉 会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北上地区消防組合  
議 会 議 長

北上地区消防組合  
議 会 議 員

北上地区消防組合  
議 会 議 員